

# 一般社団法人 日本臨床救急医学会

## 小委員会・ワーキンググループ等設置に関する規則

### (設置)

第1条 日本臨床救急医学会が設置する委員会（以下、親委員会という）の委員長は、担当理事と協議の上、必要に応じて小委員会・ワーキンググループ等（以下、小委員会という）を設置することができる。

- 2 小委員会を設置するにあたっては、親委員会委員長が、その名称、活動目的、設置予定期間、年間活動予定、小委員会委員長予定者および委員予定者名簿等の必要書類を理事会に提出し、設置の承認を得る。

### (構成)

第2条 小委員会の構成は、委員長1名、委員7名程度を原則とし、学会員から選出する。ただし理事会が承認する限りにおいて若干名を増員することができる。また、非会員はオブザーバーとして参加することが出来る。

### (委員長および委員の任命)

第3条 小委員会委員長は、親委員会委員長が推薦し、理事会の義を経て代表理事が委嘱する。

- 2 小委員会委員は、親委員会委員長と小委員会委員長が合議の上で推薦し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

### (任期)

第4条 小委員会の委員長および委員の任期は第1条2項で提示した設置期間とする。

### (設置期間と設置期間の延長)

第5条 小委員会の設置期間は最長で2年とする。

- 2 親委員会委員長は、第1条2項で提示した設置期間を超えて小委員会を継続する必要があると判断した場合は、設置期間終了の4カ月前までに、小委員会設置延長について理事会に諮る。
- 3 理事会は前項の申し出を受け、その必要性を認めた場合は設置期間の延長を認めることができる。

### (欠員の補充)

第6条 委員の欠員が生じた場合は、第3条の手続きで補充することができる。なお、その任期は前任者の残余期間とする。

付則

- 1 会議は原則として、WEBを活用したTV会議とする。
- 2 本規則に定めのない事項は親委員会に関する規則等の定めに従う。
- 3 この規則は平成23年7月28日より施行する。

以上

(平成23年7月28日理事会決定)

(平成27年1月23日理事会改正)

(平成29年12月5日理事会改正)